

経済と経営 25-1(1994.6)

〈論文〉

新GATT体制の構築と世界貿易機構

本間 雅美

は し が き

ガットのウルグアイ・ラウンド（新多角的貿易交渉）は1994年4月15日モロッコでマラケシュ宣言が採択されたことにより8年にも及んだ長く厳しい懐妊期間を経て、ようやく世界貿易機構（The World Trade Organization：WTO）を誕生させることになった。また、ウルグアイ・ラウンドの最終協定はあらゆる種類の保護主義に対抗する決意を盛り込むことができたという点においても、自由貿易の勝利宣言として喝采を浴びている。プラザ合意の翌年、1986年9月にウルグアイのプンタ・デル・エステで交渉が開始されて以来、新ラウンドは何度となく決裂の危機に見舞われたが、昨年12月15日に難産の末ようやく発足したことにともなって、GATTは大きく生まれ変わることが期待されているのである。GATTの世界貿易システムは発足45年目にして文字どおり多角主義（multilateralism）にもとづいて組織化されなければならないという新しい時代を迎えることになったといえよう。このことは、国際貿易関係における一方主義（unilateralism）、双務主義（bilateralism）および閉鎖的な地域主義（regionalism）を抑え、世界貿易のグローバルな多角的システムを新たに作り上げることがWTO設立の最大の課題である、とされていることからもうかがうことができる。事実、WTOの設立に

より期待されている点は、何よりもまずGATTの強化・近代化をはからなければならないという問題にほかならない。すなわち、第1は、世界貿易制度における単一の調整メカニズムが提供されることにより、GATT体制が改善され、ウルグアイ・ラウンドの有効な実施が確保されるという問題である。第2は、現在のGATTとウルグアイ・ラウンドに参加している全メンバーの完全な加盟が要求されることにより、フリー・ライダーが防止されるという問題である。第3は、21世紀のグローバルな世界市場の新しい問題を解決するための「法廷」が設置されることにより、より拘束力の強いルールが適用されるという問題である。このように、WTO体制の構築はGATTのマルチラテラリズムの終わりではなくマルチラテラリズムの本格的な時代の始まりを意味するといえよう¹⁾。

では、WTOはグローバルな多角的貿易体制をいかに築き上げることができるのであろうか。それは今後の推移を見守るしかないが、WTOがひとえに今日の世界経済の大きな地殻変動に対応できるかどうかにかかっていると、過言ではない。第1は、冷戦の終結により世界経済の主要な対立軸になりつつある「南北問題」を克服し、自由で公正な国際貿易関係を全世界的規模で形成することができるかどうかという問題である。第2は、先進国間の相互依存の緊密化により深刻化してきている構造調整問題を解決することができるかどうかという問題である。前者が開発援助問題と深くかかわっており、後者にはG7やサミットによる政策協調が不可欠なことは、周知のとおりである。ブレトン・ウッズ機関の生誕50周年という年を迎えて、

1) Louis J. Murphy, "Successful Uruguay Round Launches Revitalized World Trading System," *Business America*, Vol. 115, January 1994, pp. 4-6 ; "Trade warriors ride again," *The Economist*, February 19, 1994, pp. 10-11 ; Frances Williams, "Gatt's successor to be given real clout," *The Financial Times*, April 7, 1994, p. 6 ; Guy de Jonquières, "Mood swings and trade winds," *The Financial Times*, April 8, 1994, p. 13

IMF, 世銀, WTOを三本柱とする戦後の「ブレトン・ウッズ体制」の再編が急務となるのは不可避であろう²⁾。

したがって、WTO体制のスタートは前途多難であり、自由貿易の勝利を宣言するのは早計ではないだろうか。事実、この間、世界の国際貿易関係はGATTのルールに準拠した多角主義アプローチと並んで、日米通商交渉などの双務主義アプローチと北米自由貿易協定(NAFTA), 欧州経済領域(EEA), アジア太平洋経済協力会議(APEC)などにみられる地域主義アプローチによって組織化されてきているのであって、地域経済統合にみられる少数主義(minilateralism)の加速度的な進展によりWTOが越えなければならないハードルは依然として高いといえよう。戦後アメリカが主導してきた自由貿易体制は今日リーダー不在の混沌状態に陥っており、保護主義, 二国間主義や地域主義の波に飲み込まれているかにみえる。WTOによる自由貿

2) ここで、あらかじめ「ブレトン・ウッズ体制」に関する筆者の立場を明らかにしておきたい。ブレトン・ウッズ体制の原点は大西洋憲章の第4項と第5項で定義された「自由・無差別・多角主義」と経済発展のための「国際協力」が法的に拘束力のある国際取極めの形をとった英米相互援助協定第7条にあるというのが筆者の基本的見解である。第7条はイギリスに配慮して「多角主義」を補完するための雇用, 経済活動を拡大する措置の重要性を認め, 経済の「拡張主義」を「多角主義」実現にとっての第1の目標として最優先させた。このため第7条は, 大西洋憲章の第4項と第5項の順序を入れ換えて, 経済の「拡張主義」がまず第1の目的と規定された点が注目される。また, 第2に注目される点は, 「拡張主義」と「多角主義」の相互依存関係が持ち込まれたことである。したがって, ブレトン・ウッズ体制は第7条で定義された「拡張主義」と「多角主義」の実践, すなわち生産, 雇用の拡大と差別措置の撤廃, 貿易障壁の低減の費用を誰が決め, そしてどのように負担するのかという「国際協力」を軸としてとらえられなければならないであろう。この点で, ブレトン・ウッズ体制はブレトン・ウッズ協定やブレトン・ウッズ機構に限定して解釈されるべきではない。詳しくは, 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』同文館, 1991年, 序章を参照。また, Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective (New expanded edition)*, New York, 1980, ch. 3, 4 [村野孝・加瀬正一訳]

易の完全勝利が宣言されるまでにはさらなる紆余曲折が予想されるであろう³⁾。

では、このような国際貿易関係のなかでのウルグアイ・ラウンドの今回の決着は何を意味しているのであろうか。結論から先にいえば、これはアメリカの覇権の衰退にともなう国際経済関係のゼロ・サム化により先進諸国がむきだしの国益追求を強め、各国の利害対立が表面化した結果、逆にGATT多角主義システムの枠組みを強化する必要性が高まったという関係にほかならないであろう。もっと一般的に言えば、これは、国際貿易の市場メカニズムの失敗が保護主義をもたらした結果、国家管理を調整するための「国際協力」が要請されたという問題である。しかし、ここには、これだけにとどまらない戦後固有の問題が包含されていたこともまた事実である。すなわち、ブレトン・ウッズ体制における「多角主義」と「拡張主義」は相互依存関係

『国際通貨体制成立史(上)』東洋経済新報社、1973年、第3・4章]も参照されたい。

なお、ここで、筆者の「多角主義」の理解に対する牧野裕氏の批判に一言だけ答えおきたい。牧野氏は、私が「多角主義」を「多国間アプローチ」として理解し、戦後再編のための実践方式として使用している点で、R. N. ガードナーと異なっていると批判している(牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』御茶の水書房、1993年、311-314頁参照)。しかし、この点は、牧野氏が「多角主義」についてのガードナーの理解をそのまま踏襲し、自説を展開されていないことと、ガードナーも指摘している「多角主義」と「拡張主義」の相互依存関係を問題とされていない点からして議論がかみ合わず、すれ違いに終わっているように思われる。牧野氏によれば、ガードナーは筆者と異なり双務的な英米金融協定も「多角主義」の実現に向けた試行の一つとして位置づけていると指摘しているが、筆者もこの点は否定していないので反論のしようがない。

- 3) 詳細は Augusto de la Torre and Margaret R. Kelly, *Regional Trade Arrangements*, Washington, D. C. : International Monetary Fund, 1992 ; Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *New dimensions in regional integration*, Cambridge : Cambridge University Press, 1993 を参照。

にあるために、「多角主義」の失敗がアルファとしての「国際協力」とオメガとしての「国際協力」を必要とするという問題にはかならない。この関係を一言でいえば、サミットにみられるように、アメリカの覇権衰退後の国際貿易関係は世界経済に誰が「拡張主義」を加えるべきかという「国際協力」を前提として組織化されてきているのに、世界経済における市場メカニズムのグローバルな展開が貿易関係のゼロ・サム化を進め、これが逆説的に、GATTウルグアイ・ラウンドによる貿易利益の均衡化に加えて、世界経済の拡大均衡をはかるために誰かが「拡張主義」を追加しなければならないという「国際協力」を結果として必要とさせた、と指摘することができる。実際、ソ連崩壊後のサミットでは、「国際協力」の枠組みは依然として維持されてきているにもかかわらず、その内部で出来るだけ「拡張主義」のコストを小さくしようという「ただ乗り」の衝動が次第に強くなり、求心力が低下してきたことも否定できない。そこで、「ただ乗り」を抑制するために、結果における「国際協力」を平等、公正という形で追求する相互主義 (reciprocity) が台頭することになったのである。この点で、冷戦後の世界経済は「拡張主義」と「多角主義」をめぐる協調と対立が「国際協力」と「相互主義」を軸として展開される多極化した時代と特徴づけることができるであろう。したがって、この点からして、世界経済の相互依存関係の深化による各国の対立と協調が増大したことにともない、対外経済と国内経済の間の壁が崩れ、対外関係と国内関係の間の区別もあいまいになってきたことが、GATTの新しい共通のルールを求めさせると同時に、さらに世界各国の貿易利益の均衡化をはかるためにGATTのルールを強化する圧力を生みだした、とする単純な「国際協力」の議論は慎まなければならないであろう⁴⁾。

4) 覇権安定理論によれば、自由貿易システムを確立し、これを維持するには覇権が必要である。そして、覇権の衰退によりブレトン・ウッズ体制が崩壊した結果、自由貿易は不可避免的に貿易摩擦を生み出すことになるという。したがって、アメリカの覇権の衰退により生じたノンシステムは逆説的に貿易摩擦を解決するための「多角主義」

そこで、新GATT体制と地域主義の関連を考察するにあたっては、何よりもまずアメリカのマルチラテラリズムに対するスタンスが検討されなければならないであろう。すなわち、アメリカはマルチラテラリズムを放棄したのであるか。もし放棄したとすれば、それはなぜ生じたのであろうか。また、もしそうでないとすれば、リージョナリズムはなぜ生まれたのかが問われなければならないであろう。さらに、地域主義をマルチラテラリズムからの後退とみるか、またはマルチラテラリズムへの前進とみるかで意見は分かれるところであるが、地域主義を開放的なものにしなければならないという点では、意見の一致が見受けられるであろう。この点において、マルチラテラリズムは依然としてアメリカの自由貿易政策の基本理念には違いないけれども、貿易政策の具体的な展開は地域的かつ双務的レベルでも進展させられなければならない、というのがアメリカの通商戦略にほかならなかったといえよう。そこで、本稿では、アメリカの通商政策の双務的かつ地域的な展開をマルチラテラリズムの放棄という点からではなく、GATTの世界貿易システムと現実の世界貿易関係の展開との緊張関係のあらわれとして検討したい。言い換えれば、アメリカの貿易政策のマルチラテラリズムからバイラテラリズムへの転換といわれる事態は、GATTの基本構造それ自体に大きな欠陥があったことの反映であるという視点から検討することにしたい。したがってまた、アメリカはマルチラテラリズムを捨て去ったのではなく、マル

の枠組みを強化しようという「国際協力」を要請することになるという論理的帰結になるであろう。しかし、覇権安定論はノンシステムが市場経済のグローバルな進展により生じた点を看過しているという点において不十分である。覇権と市場メカニズムの相互関係が考慮されなければならないであろう。アメリカの覇権の衰退によるブレトン・ウッズ体制が崩壊したとする議論は国際通貨システムの進展の継続性を過小評価している点で問題がないとするわけにはいかない。なお、覇権安定論の批判的検討については、Andrew Walter, *World Power and World Money*, London: Harvester Wheatsheaf, 1991 を参照されたい。

チラテラリズムとバイラテラリズムの両アプローチを併用するという混合戦略を採用したという立場をとることにしたい。それゆえ、この問題を解明するためには、GATT多角主義システムを維持するうえで、なぜリージョナリズムやミニラテラリズムが必要とされるようになったのか。また、GATTはなぜユニラテラリズムやバイラテラリズムにより制度化されざるをえなくなったのか、という逆説的関係を明らかにすることが必要となるであろう⁵⁾。そこで、本稿の構成を示すと、次のとおりである。まず、1970年代後半からGATT体制に深刻な浸食作用を生じさせてきている原因を考察し、次いで、GATTの基本構造とその問題点を検討する。さらに、アメリカの通商戦略とミニラテラリズムの問題を論じ、最後にWTOの進むべき方向と課題を展望することにした。

1. GATT体制の動揺と地域主義

アメリカは、1990年代に、いかなる貿易政策の組み合わせによりどのような貿易のコースを選択しようとしているのであろうか。また、それは世界貿易システムの長期目標とどのような関係に立っているとみなすことができるのであろうか。アメリカの貿易政策は、これまでマルチラテラリズム、リージョナリズム、バイラテラリズムという3つのアプローチにもとづいて追求されてきているが、その各々はいかなる関係に置かれてきているのかがあらためて検討されなければならないであろう。

この点の詳細な検討に立ち入る前に、マルチラテラリズム、リージョナリ

5) Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *op. cit.*, pp. 3-21; Charles Pearson and James Riedel, "United States Trade Policy: From Multilateralism to Bilateralism?" in Enzo Grilli and Enrico Sassoon, *The New Protectionist Wave*, London: Macmillan Education Ltd, 1990., pp. 100-119.

ズム、バイラテラリズムをいかにとらえるべきかという問題をあらかじめ考察しておこう。まず、マルチラテラリズムについて述べると、多角主義とは一般的には特定の国を前提しないで、最低3ヶ国以上の国がグループの内部で国家政策を調整する方策と定義することができる。また、最恵国待遇を特定の国との双務的な問題としないで、全世界的な無差別の問題とすることにより調整の責任は多角主義の枠組みのなかで処理され、その結果が全世界に及ぶことになる。したがって、多角主義ではすべての参加者が影響を受けることになるので、譲歩を均衡させることが困難となるという欠点を有することになる。

では、次に、マルチラテラリズムと異なるアプローチをみることにしよう。それらのアプローチとしては、複数主義(plurilateralism)、リージョナリズム、バイラテラリズム、ユニラテラリズムがあげられる。そこで、まず複数主義の特徴からみれば、それは3ヶ国以上の諸国から構成されるグループの内部で貿易問題を処理する点で、多角主義と類似するが、他方、特別の協定や組織にもとづいて当事国の範囲を限定し交渉を容易かつ迅速に行うことを可能にするという点では異なるといえる。また、複数主義はその開放性が高ければ、多角主義に近接することになるという点で、「開放的な地域主義」とも呼ばれていることが注意されるべきである。一方、地域主義は領域的近接性によって当事国の範囲を限定するという点で、複数主義の一形態といえる。そして、これはまた、少数の同じ意見をもつ者同志が参加するという点で、ミニラテラリズムとも呼ばれている。また、双務主義はいうまでもなく二国間主義にほかならず、日米関係による貿易摩擦の処理がこのアプローチによるものといえる。二国間の取極めが地域的近接性による場合には、地域主義の一形態ということが出来る。したがって、近隣諸国を加えて地域主義、複数主義に発展する可能性もあることは否定しえない。最後に、ユニラテラリズムは一方主義とか単独主義といわれているが、これはいわゆる「不公正」貿易法案に代表されるように問題を一方的な決定によって処理するアプロー

チである。したがって、ユニラテラリズムは一方的措置を発動した国に貿易自由化の経済ベネフィットを獲得させようという利点をもっているといえよう。しかし、スーパー301条にみられるように、このアプローチは無条件に採用されることがないのが実状である。というのは、ユニラテラリズムは報復の連鎖を呼び起こし、結果的に自由貿易を破壊する恐れがあるからである。したがって、一方的措置は実際には、各国がお互いに威嚇しあい二国間交渉により譲歩を引き出そうという駆け引きとして使われることが多いのである。要するに、ユニラテラリズムの一般化は、相互依存関係が拡大した世界では孤立主義に舞い戻る道にはほかならないといえよう。なお、この点とも関係するが、バイラテラリズムがマルチラテラリズムの枠内で位置づけられ、そのシステムとの整合性をもつ場合には、マルチラテラリズムの内部での二国間処理として、ここでのバイラテラリズムとは区別して使用していることが注意されるべきである。したがって、ここではバイラテラリズムとマルチラテラリズムとは対立する概念として、両極にあるアプローチとして扱っている。というのは、ユニラテラリズムとリージョナリズムは基本的に差別性の特定度によりバイラテラリズムに含まれるからである。換言すれば、これらは、その極端な形態においては、国際貿易を二国間のバーター貿易に縮小するという事実がその理由にほかならない⁶⁾。

6) ここでの考察は、Rudiger W. Dornbusch, "Policy Options for Freer Trade : The Case for Bilateralism," in Robert Z. Lawrence and Charles L. Schultze, ed., *An American Trade Strategy*, Washington, D. C. : The Brookings Institution, 1990, p. 107 ; Robert O. Keohane, "Multilateralism : an agenda for reserch," *International Journal*, XLV autumn, 1990, pp. 731-764 ; William Diebold, Jr., "The History and the Issues," in William Diebold, Jr., ed., *Bilateralism, Multilateralism, and Canada in U. S. Trade Policy*, Cambridge, Mass. : Ballinger, 1988, pp. 1-36 ; John Gerard Ruggie, "Multilateralism : The Anatomy of an Institution," in John Gerard Ruggie, ed., *Multilateralism Matters*, New York : Columbia University Press, 1993,

次に、マルチラテラリズムとバイラテラリズムの整合性という問題について検討することにしたい。さて、多角主義は多数の国を無差別の原則にもとづいて結び付け、すべての国をお互いに「市場の原理」にしたがって競争させるという点では、特定の第3国を前提としない枠組みといってもよいであろう。事実、多角主義は参加者すべてに一時的な利益を放棄させ、自己の利害を限定させるという共通の義務を負わせることになっている。しかし、多角主義は特定の第3国を前提にしないで制度化されうると仮定することができるのであろうか。この問題は、戦後に多角主義の枠組みを作り上げ、これを維持するための費用を支払うことのできる国はアメリカ以外にはなかったという現状が留意されるべきであろう。確かに、多角主義は市場の自由競争メカニズムを制度化したユニバーサルな枠組みにほかならないとしても、多角主義の組織化は戦後固有の形態と仕方で行われざるをえないということが、看過されるべきではないであろう。実際、ブレトン・ウッズ体制は英米相互援助協定第7条で定義された「多角主義」の原則にもとづいて組織化されざるをえないとしても、ドルを事実上のキー・カレンシーとする形で制度化される以外にはなかったからである。

では、多角主義は市場のメカニズムにもとづいて各国が自由に競争する決定権を与えているのにもかかわらず、なぜ特定の国を中心とする非対称的な世界の存在を前提としなければならないのであろうか。ともあれ、多角主義は各国が商品交換の法則に乗っ取って自由競争を行うためには、価値法則に

pp. 3-47 ; Robert Baldwin, "Multilateral Liberalization," in J. Michael Finger and Andrzej Olechowski, ed., *The Uruguay Round : A Handbook for the Multilateral Trade Negotiations*, Washington. D. C. : The World Bank, 1987, pp. 37-44 ; Beth V. Yarbrough and Robert M. Yarbrough, *Cooperation and Governance in International Trade*, Princeton : Princeton University Press, 1992, ch. 1. また、間宮勇「GATT体制における地域経済統合」『法律論叢』(明治大学法律研究所)第62巻第4・5・6号合併号, 1990年によった。

したがって行動することが必要となる。IMFにおいては、金をニューメレー
ル（計算単位）とすることで、各国が同質的な主権国家からなる対称的な世
界が前提とされたのはこのためといえる。しかし、IMFはまた「ドル平価」
を許したのであった。金がアメリカに著しく遍在していた戦後の世界では、
アメリカ以外の国は「ドル平価」を受け入れる基盤が存在していたのである。
そして、これは何よりもまず金交換可能通貨がドル以外にはなく、次に金と
ドルの交換が制度的に保証されるかぎり、ドルがキー・カレンシーとしての
位置につき、かつ計算単位として機能することが可能になるという事実によ
っていたからにはほかならない。要するに、金1オンス=35ドルの「金平価」
が維持され、かつ交換がアメリカにより公約されるかぎり、ドルが「N-1」
の地位に付くことは可能となったといえよう。この意味において、ブレトン・
ウッズ体制はIMFの法的「対称性」と現実運営でのアメリカの他の加盟国
に対する「非対称性」という矛盾した関係を出発点から宿すこととなったと
いえるのである。戦後の世界に登場した「多角主義」が戦後に固有な段階性
とユニバーサルな「平等の原則」とを混在することになったゆえんである。
アメリカが戦後過渡期に、「多角主義」にはらまれたジレンマを克服し、「多
角主義」を世界的規模で実現するために、復興・開発援助といった「拡張主
義」をブレトン・ウッズ機関の枠外から供与せざるをえなくなった根本原因
は、まさにこの点にあったといえよう。ドルがキー・カレンシーとして使用
されうるためには、世界各国はあらかじめドルを国際通貨として保有し、準
備通貨、決済通貨として機能させなければならないこともまた明白であった。
したがって、ドル不足問題の解決が戦後過渡期における最優先事項となっ
たのである。そして、ヨーロッパのドル不足問題は経済発展段階のほぼ同等な
先進国間の貿易の拡大よりもむしろ発展途上国を「多角主義」にリンクさせ
る必要性を高めることになった。1950年代の世界開発問題が世界市場の拡大
と統一をはかるうえで積極的な意義を与えられることになったゆえんであ
る。しかしながら、「多角主義」を世界的規模で実現する仕事は、アメリカの

単独主義をもってしても不可能に近かった。まして、先進国だけで双務的に貿易の多角的決済網を形成することも現実的ではなかった。戦後に多角的な決済網を作り上げ、これを安定させるべく世銀グループを中核とする開発援助の国際協調体制が整備される必要が高まったきっかけは、まさにこの点にあったといえよう。さらに、冷戦の発生は「多角主義」の連鎖網を維持し、かつ連結させる安全弁としての発展途上国の役割を飛躍的に高める結果ともなった。このため、「多角主義」と相互依存関係にある「拡張主義」の費用をアメリカはますます一方主義的に支払うことが必要不可欠となったのである。しかし、アメリカは国内の政治的制約によりケインズの拡張政策を大胆に採用することができる状況になかったこともまた、事実であった。アメリカが世界の債権債務関係の多角的な連鎖網を形成し、これに広がりをもたせることによって「拡張主義」のコストを節約しようとしたゆえんである。米ソの援助競争はまさにこの文脈のなかで理解することができるであろう。このように、発展途上国は多角的決済メカニズムの底辺に位置し、世界の債権債務関係の連鎖網を連結させる役割を積極的に果たすことが期待されていたのであった。したがって、もし世界の多角的決済網を形成することができないうち、またはこれが形成されたとしても中断したり、解体された場合には、「市場の原理」の適用も制限・分断され、「多角主義」が国家の統制や管理にゆだねられ、最終的に双務主義と地域主義に道を譲る危険性が高まることは不可避であった。国民国家からなる世界市場においては、多角主義の枠組みを確立するために国際通貨、国際貿易、経済開発をめぐる各国の「国際協力」が必要とされるのは、まさにこのためであったといえよう。この点において、「多角主義」の目的は各国の貿易のゼロ・サム・ゲームを緩和し、国際協調を高めることに加えて、国際貿易の条件をより公正かつ自由なものに改善することによって、世界経済の拡大均衡を促進することにあつたともいえよう。以上、大西洋憲章と英米相互援助協定第7条において、戦後再編構想の基本原則とうたわれた「多角主義」と「拡張主義」がブレトン・ウッズ機関とし

て制度的形態を与えられたのは、戦後特有の編成方式で世界市場を統一し、「市場の原理」がユニバーサルに展開する基盤を構築するためにほかならなかった⁷⁾。

ところで、「多角主義」は市場メカニズムを指向する制度であるので、たとえすべての国が同質的である必要はないとしても、同質的であると仮定して自由競争を行うためには、「市場の原理」を公正かつ無差別に適用することがその必要条件になることは、否めないであろう。しかし、まさにそのことが、結果として自由競争により不平等、不公正を進めるという逆説的状况を生み出すというジレンマをもっていることもまた、否定できない。これは、「自由・無差別・多角主義」がグローバルに展開すればするほど、むしろ事実上の「保護・差別・双務主義」が結果として拡大するという関係にほかならない。それゆえ、「多角主義」が前提としていた「市場の原理」を守り、「保護・差別・双務主義」を防ぐために市場メカニズムを指向する戦後固有の制度としてブレトン・ウッズ機関が創設される必要があったのである。そして、「国際協力」はこの秩序を守るための基盤を提供することになるとみなされたのであった。そして、この問題との関係でとくに注意すべき点は、アメリカにおけるブレトン・ウッズ協定の批准論争をみれば明かなように、「自由・無差別・多角主義」の実行はブレトン・ウッズ協定が承認されれば充分であり、ブレトン・ウッズ協定の発行の後に得られる果実としての「自由・無差別・多角主義」がいわば自動的、予定調和的に確保されるという理解は必ずしも支配的な意見とはならなかったという事実である。この点においても、IMFと世銀は戦後の世界復興問題や世界開発問題に対処するにはあまりにも無力な存在にほかならなかった。ヨーロッパの復興問題を解決するためにマーシャル・プランが、そして発展途上国の開発問題に対処するためにポイント・

7) なお、アメリカの開発援助政策と南北問題、IMFと多角主義についてはいずれ本格的に考察するつもりである。

フォー計画がとりあげられることになったゆえんである。そして、これは戦後の世界市場において「保護・差別・双務主義」を防ぎ、「多角主義」の枠組みを維持するためにアメリカが「拡張主義」のコストを支払った「体制支持金融」とみることでもできよう。

他方、バイラテラリズムは相互主義にもとづきギブ・アンド・テイクの形で常に見返りを期待する仕組みにほかならないという点で、「市場の原理」を侵害し、多角主義の「平等の原則」という「虚構」を破壊する邪悪な方策以外の何物でもなかった。双務主義はマルチラテラリズムの失敗を保護主義や国家統制により補完するという点において、多角主義と対立する原則といえる。しかし、ECの発展にみられるように、多角主義と双務主義は経済発展のほぼ同等な先進諸国の貿易の拡大には最も有効に機能したこともまた、周知の事実である。それは相互主義にもとづく双務的交渉をブレトン・ウッズの枠内で、同時並行的に行うことによって、貿易の自由化・多角化が推進されることになったからである。これは、さしずめ「良好な双務主義」といえよう。しかし、この二つの原則が、異なる経済発展段階にある国からなる世界市場で作用する場合には、二つの原則のもつ矛盾が表面化してくることは明白である。第1は、マルチラテラリズムは経済発展格差を枠外に置くことによって異なる発展段階にある国家間の実質的不平等を恒久化するために保護主義や双務主義を持ち込む結果をもたらすからである。第2は、バイラテラリズムは差別の報復により貿易を破壊し、世界市場を分裂させることによって、世界経済を縮小均衡に導くからにはほかならない。これは、貿易を創造し、双務協定をつなぎ合わせて開放的な貿易に導くという意味で、上述した「良好な双務主義」とは区別されるべきであろう。

このように、戦後のブレトン・ウッズ体制は、一方では「多角主義」をレッセフェールにもとづき実現しようとしたという点において、戦前の国際経済関係との原則的な共通点は認められるのであるが、他方「拡張主義」により世界経済のグローバルな拡大均衡をはかるという点では、戦後固有の段階性

を画されているのである。そして、この点については、戦後固有の「国際協力」が「多角主義」と「拡張主義」のコストをめぐる対立と協調であったことは、とくに注目されるべきであろう。また、この問題と関係して、ロンドン『エコノミスト』誌が戦後国際貿易の原則としての多角主義は計画主義と拡張主義にもとづく均衡化の達成を目指しているという点で、「非正統派的多角主義」と呼ばれる、と指摘していたことが留意されなければならないであろう。というのは、『エコノミスト』誌は世界経済の拡大均衡と多角主義との相互依存関係という立場にたって、「正統派」的国際収支理論の限界が均衡化を黒字国の拡張主義ではなく赤字国の対外借入れと貿易制限という縮小主義により達成しようとした点にある、と示唆していたからにほかならない。

さて、そこで、ブレトン・ウッズ体制を「多角主義」と「双務主義」の二分法で単純にとらえる視点の一面性について、簡単に触れることにしたい。その要点を示せば次のとおりである。すなわち、第1は、第7条で定義された「多角主義」はそれ自体では達成困難なために、「多角主義」は「拡張主義」により補完される必要があったことである。第2は、「多角主義」と「拡張主義」とは相互依存関係にあるために、「多角主義」は「拡張主義」の大きさによりその実現の範囲、程度が規定されるということである。第3は、ブレトン・ウッズにおいては「拡張主義」の大きさが当初構想されたものよりも大幅に縮小したために、「多角主義」を全世界的に展開することが困難となった結果、「多角主義」を実現する方式の軸が多国間アプローチから二国間アプローチに移らざるをえなくなったということである。しかしながら、第4は、多国間アプローチは完全に否定されてしまったのではなく、二国間アプローチを地域主義アプローチに接続させ、最後に多角主義アプローチに収斂させるという点において追求され続けたことである。そして、最後は、ブレトン・ウッズ体制は「多角主義」と「双務主義」が併用されるという、いわゆる第3のアプローチが追求されたのであり、この方式を「双務的多角主義」と位置づけたということである。このように主張するのは、「多角主義」か「双務

主義」かというように二者択一的なとらえ方をされてきた従来のブレトン・ウッズ体制論に再評価を迫ることを狙いとしているからにはほかならない⁸⁾。

また、戦後アメリカがヨーロッパに容認した新しい「双務主義」は西欧諸国間の貿易を相互に拡大し輸入の均衡をはかるために導入された点で、拡大均衡主義とみなされたことも留意されなければならないであろう。これはヨーロッパのドル問題を緩和し、「多角主義」を実現するためのセカンド・ベストの方策にほかならなかった。これはまた、前述した「良好な双務主義」と同じものであり、「拡張主義的な双務主義」とも称された概念にほかならない。さらに、マルチラテラリズムの強固な支持者であったアメリカが1980年代に入って、自由貿易ブロックを形成したり、不公正貿易政策を採用したことによって、貿易政策を地域主義と双務主義の方向にシフトしたといわれているが、この事態についても単にこれをマルチラテラリズムの代替策と短絡的に評価することは、戒められなければならないであろう⁹⁾。

では、現在の国際貿易関係はいかなるアプローチで組織化されてきているのであろうか。もはや、マルチラテラリズムとバイラテラリズムのアプローチで二者択一的にとらえることは許されないであろう。では、アメリカは、

8) 位田隆一「開発の国際法における発展途上国の法的地位」『法学論叢』(京都大学)第116巻第1-6号, 1985年, および岡茂男『ガット交渉と関税政策』日本関税協会, 1993年を参照されたい。また, John Gerard Ruggie, "Multilateralism: The Anatomy of an Institution," in John Gerard Ruggie, ed., *op. cit.*, pp. 3-47; Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *op. cit.*, pp. 119-122; *The Economist*, cxlvi, January 8, 1944, p. 34.

9) Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *op. cit.*, p. 119; Peter Burnham, *The Political Economy of Postwar Reconstruction*, London: The Macmillan Press Ltd, 1990, pp. 32-70; W. Diebold, Jr., ed., *op. cit.*, pp. 1-36; Paul Bureau, "The New Bilateralism", *The Banker*, Vol. 85, No. 265, February 1948, pp. 79-84. また, 本間雅美, 前掲書, 第4章も参照。

マルチラテラリズム、リージョナリズム、バイラテラリズムの各アプローチをどのように組み合わせて、最終的にマルチラテラリズムという長期的目標に向かって前進させようとしているのであろうか。結論から先にいえば、アメリカはこの三つのアプローチを併用して使用し、さらにこれらのアプローチを使い分けているのが実状である。たとえば、GATTの改編、強化との関係でいえば、第1に、農業貿易はGATTのルールの中で自由化されなければならない、第2に、サービス貿易、知的所有権の保護、貿易関連投資措置などの貿易政策の新しい問題は、1990年代の世界貿易関係にとってとくに基本的なものなので、GATTの内部に取り入れられなければならない、そして最後に、先進国と途上国の関係はGATTの内部で完全に統合されなければならないなどとして、GATT機構の改編、強化が切望されてきているからである。GATT、IMF、世銀のより密接な連結は、ウルグアイ・ラウンドに参加している第三世界の債務問題の解決にとっても不可欠である。

ところが、この傾向に反して、地域的レベルにおいては、とりわけ北米、西欧、環大西洋地域の内部において自由貿易への強い誘因があることもまた事実である。北米では、アメリカとカナダの自由貿易協定は双務的貿易自由化への触媒とみなされた。そして、この協定はまたリージョナリズムとしての地域経済統合と地域統合の拡大としてのミニラテラリズムの双方の道を開いたともいわれている。また西欧では、拡大ECが「開放的な地域主義」に積極的なインパクトを与えてきている。環大西洋地域では、日本とアジアの間の相互依存関係が急速に深まりつつある。このように、GATTの枠外においても不公正な貿易方策を除去しようというバイラテラルかつリージョナルな行動が広範囲にわたって確認できるのである。また、現在の世界貿易システムにおいては、三極経済圏の台頭にみられるように、地域主義と保護主義が強まってきている。しかし、今日の地域主義の展開は、マルチラテラリズムの否定としてのリージョナリズムではないこともまた明白である。自由貿易圏の内部での自由化が進めば、それがグローバルな自由化につながると

いう意味での、「開放的な地域主義」ということができよう。このような「オープン・リージョナリズム」の展開をミニラテラリズムの進展ととらえることができるであろう¹⁰⁾。

では、このミニラテラリズムの傾向は戦後世界経済秩序のどのような歴史的・具体的条件のなかで登場してきたのであろうか。これを自由貿易がとった「国際協力」の形態との関係でいえば、19世紀の「国際協力」の形態はユニラテラリズムであり、戦後はマルチラテラリズムであった。しかし、80年代の「国際協力」はミニラテラリズムが支配的な形態になったと特徴づけることができるであろう。これは、不特定多数の国の間でよりもむしろ少数の限られた国の間での多角的自由貿易協定のほうが自由化の便益とコストを参加国の間でうまく配分することができるからであり、また締結された協定が実施される可能性も高いからにほかならないといえよう¹¹⁾。

そこで、以下では、各国の相互依存関係が極限にまで進んできている現在の世界経済においては、GATTシステムにおける編成軸として両極に位置

10) IMF *Survey*, April 1, 1991, pp. 89, 94–95 ; Enzo Grilli and Enrico Sassoon, ed., *op. cit.* ; Dominick Salvatore, ed., *Protectionism and world welfare*, Cambridge : Cambridge University Press, 1993 ; Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *op. cit.* ; Winston Fritsch, “The New Minilateralism and Developing Countries,” in Jeffrey J. Schott, ed., *Free Trade Areas and U. S. Trade Policy*, Washington, D. C. : Institute for International Economics, 1989, pp. 337–352.

なお、オープン・リージョナリズムについての議論は、田中素香「日米経済摩擦と地域経済圏の形成」木下悦二・田中素香編著『ポスト冷戦の世界経済』文眞堂、1992年、第4章所収、および梅津和郎『世界貿易体制』創成社、1994年、第IV章をみられたい。また、三極経済圏の対立と協調については、西田勝喜「日・米・欧三極対立と国際通商体制」木下・田中編著、同上書、第14章所収を参照。

11) Beth V. Yarbrough and Robert M. Yarbrough, “Co-operation in Liberalization of International Trade : After Hegemony, What?” *International Organizations*, Vol. 41, No. 1, Winter 1987, pp. 23–26.

づけることができるマルチラテラリズムとバイラテラリズムはいかなる展開をみせてきたのかを検討することにしたい。そして、相互依存関係の深化した世界経済において、ユニラテラリズム、リージョナリズム、バイラテラリズムへ傾斜を強めつつあるアメリカがマルチラテラリズムを唱え続けざるをえない理由を明らかにしたい。さらに、それはまた、今日の世界貿易のジレンマがまさに次の点にあることを明らかにすることにもなるであろう。すなわち、世界経済はまさに資本のインターナショナルリゼーションにともなうますますグローバルに展開されざるをえないのに反して、貿易・資本の輸出入は国民国家による国際収支として総括されざるをえないために、国際収支の不均衡が国際貿易システムを弱体化し、不安定化してきているということである¹²⁾。

ところで、この問題は、すでにわれわれが明らかにしたように、ブロン・

12) 国際収支は、各国民経済の再生産の国際的連関の貨幣面での結果表にほかならない。国際収支不均衡の奥には各国民経済の不均衡発展的な再生産が潜んでいるとすれば、自由貿易論の説くように、戦後の国際貿易関係がすべての国が予定調和的にそれぞれが比較優位を有する産業を確保し、貿易収支の均衡をはかる形で形成されるとみなすのは、非現実的である。世界経済は決して調和的な世界ではなく、各国民経済の国際収支の敵対的な関係としてあらわれざるをえない。しかし、自律した国民経済から構成される世界市場を想定する国際収支論では、国際収支は常に「均衡」することが必要条件とされることになる。このため、独立した国民経済が相互に競争しあう世界市場では、国際収支の「均衡」は二重の問題を国民経済に突きつけることになる。ひとつは国際収支の長期の「不均衡」は世界市場を分断し、縮小均衡に導くという問題である。もうひとつは国際収支の不均衡を是正するためには、赤字国により大きな調整義務が課せられ黒字国の政治的干渉を招くことになるという点である。したがって、国民経済の再生産とその国際関係が国際収支とどのような関係を取り結ぶのかということを理解することが、国際収支問題の核心にはじめて接近できるのである。なお、国際収支論の最近の研究としては、渋谷将「資本分析のレヴェル」と国際収支論の課題」『明大商学論叢』第75巻第2・3・4号、1992年を参照。

ウッズ体制の枠内で西欧にリージョナリズムが認められた点と類似しているといえよう。その際に、リージョナリズムは英米相互援助協定第7条でうたわれた「多角主義」の実現へ向けての一過程として位置づけられていたことが想起されるべきである。換言すれば、リージョナリズムはマルチラテラリズムと対立するものではなく、後者に至る一つの経過措置にほかならないとみなされた点が留意されるべきである。したがって、マルチラテラリズムは放棄されたのではなく、紆余曲折を経ながらも傾向として追求されてきたといえることができるのである。

さて、1947年に23カ国が参加して始まったGATTは、1994年末現在116カ国プラスECのメンバーを擁している。この加盟国数の増大は、GATTの成功を物語っているが、その反面で、リージョナリズムの助長にも荷担してきていることが見逃されてはならない。いうまでもなく、経済の発展段階、貿易構造、市場規模などが異なる国々がGATTに参加しているのである。このため、GATT加盟国が増えれば増えるほど多国間交渉での譲歩の均衡化は錯綜せざるをえない。そこで、少数国間で複雑な問題を交渉するほうがはるかに容易、かつ迅速に合意に達しうるとみなされるようになったのである。しかし、少数国間での多角的交渉は一種の地域主義であり、マルチラテラリズムからの後退であることもまた、明白な事実にはほかならない。地域主義を開放的なものにする努力が最近急速な展開をみせてきているのも、まさにこのジレンマを解決するためのものといえるであろう¹³⁾。

13) ITOの起源については、Gerard Curzon, *Multilateral Commercial Diplomacy*, London: Michael Joseph, 1965; Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization*, Chicago: University of Chicago Press, 1970; William Diebold, Jr., *The End of the ITO*, Essays in International Finance, No. 16, Princeton: N. J.: Princeton University Press, 1953; Clair Wilcox, *A Charter for World Trade*, New York: Macmillan, 1949; 佐分晴夫「国際貿易機構憲章と「発展途上国」」『国際法外交雑誌』第77巻第2号, 1979年を参照。

さらに、アメリカの世界経済における相対的比重の低下は、ブレトン・ウッズ体制を構成してきた超大国アメリカとその他多数の中小国という世界経済体制を日本、EC、アメリカという三極からなる国際協調体制へと変えることになった。ここに、アメリカが積極的にNAFTAへと傾斜していかざるをえなかった重要な一要因があったといえよう。アメリカは北米地域統合をテコに世界経済のリーダーシップを保持し、かつ強化しようとしているのである¹⁴⁾。アメリカは伝統的に地域統合には一定の距離をもって対応し、むしろみずからは積極的に地域経済の統合を推進しようとはしてこなかった。大戦間期にイギリスとならんで「中心国」になったアメリカでは、はじめから資本は世界市場においてグローバルに展開することが至上命題であった。そのため、戦後の国際経済関係の再編構想が大西洋憲章第4項において、「自由・無差別・多角主義」と定義されたことは、すでに明らかにしたところである。これに対して、パックス・ブリタニカ体制はイギリスの地域主義と多角主義が統一されていた世界であった。しかし、戦後の世界では戦前のブロック経済に代表されるバイラテラリズムを打ち破り、世界経済の統一を達成することが至上命題にほかならなかった。それゆえ、アメリカはスターリング・ブロックと英連邦特惠制度というイギリスのバイラテラリズムやリージョナリズムを解体することこそが「自由・無差別・多角主義」体制を実現する必要な条件であるとして、「多角主義」をユニバーサルリズムにもとづいて展開する

14) Jeffrey J. Schott, "Trading Blocs and the World Trading System," *The World Economy*, Vol. 14, No. 1, March 1991, pp. 1-17. 彼は地域貿易圏はアメリカ市場へのアクセスにますます依存するようになるので、国際協定を通じてアメリカへのアクセスを確保することに貿易政策の優先権を与えるべきである。また、GATTがそのためのベストの手段を提供すると述べている。したがって、地域主義が世界的規模で多角主義にとって代わるという証拠はほとんどないと結論している。NAFTAや東アジア経済圏にみられる地域貿易ブロックの進展はウルグアイ・ラウンドがつかずいた場合のセカンドまたはサード・ベストの代替策として考えられているにすぎない。

道を選んだのであった。そして、このアメリカの世界大での「自由・無差別・多角主義」という再編構想は冷戦により正当性を与えられることになったこと、さらには冷戦の進展が、マーシャル・プランによる欧州経済同盟（E.P.U）の形成というリージョナリズムを西欧に容認し、かつ「限られた多角主義」への道を正当化させた原動力にほかならなかったことも、すでに指摘したとおりである。アメリカが1950年代に西ヨーロッパの地域主義を支持したのは冷戦という政治的動機があったこと、そしてヨーロッパの安定と安全保障を促進するために、アメリカが経済統合に賛成したことは否定できない。マーシャル・プランによる経済統合の道は経済的理由よりも政治的理由により正当化される以外にはなかったといえよう。しかしながら、マーシャル・プランの経済学的意義を「多角主義」の変質・破綻としてとらえることは看過すべきであろう。なぜならば、マーシャル・プランはドル不足を緩和するために、まず欧州統合を容認し、次いで西欧すべての通貨のドルに対する交換性を回復することによりアメリカと西欧諸国全体との間の貿易不均衡を解消し、最後に西欧諸国と開発途上国との貿易を再建することによって発展途上国を世界的規模での「多角主義」の枠組みのなかに包摂し、ドル還流のグローバルな多角的ネットワークを形成する第一歩にほかならなかったからである。言い換えれば、多角的貿易システムを作り上げ、これを維持・強化することによって、「多角主義」の枠組みを全世界的なものにまで拡大する方法として、リージョナリズムが容認された点にこそマーシャル・プランの経済学的意義があったのである。戦後過渡期におけるIMF・GATT体制の創設においては、発展途上国の開発問題ではなく欧州復興に何よりもまず優先権が与えられたゆえんである。したがって、1960年代まで、アメリカは欧州共同体の進展を余裕をもって見守ることができたのである。それは何よりもまず、リージョナリズムをマルチラテラリズムに従属させ、これを両立させうる「双務的多角主義」の道を見いだしていたからにほかならないといえよう¹⁵⁾。

しかしながら、1971年のIMFの固定相場制の崩壊にともなう変動相場制の採用と銀行業務のインターナショナル化は、国際通貨関係をキー・カレンシー・システムで組織化する道を追求させ、結果として「ドル本位制」を強めることとなった。そして、1980年代後半には、ブレトン・ウッズ体制の「後見人」を自負してきたアメリカ自身もリージョナリズムへの傾斜を強めざるをえなくなり、結局三極経済関係の進展が深化させられることになったのである。では、この事態はブレトン・ウッズの当初のユニバーサルな戦後再編構想からの後退であるのであろうか。または、前進であるともみなしてもよいのであろうか。換言すれば、双務主義アプローチの勝利とみなしてもよいのであろうか¹⁵⁾。

確かに、「収支の均衡」をはかるためにアメリカが頻繁に使用している「公正貿易」という概念は自由市場メカニズムとは相いれない。けれども、公正という問題はアメリカの貿易政策においてますます重要な役割を演じるようになってきている。そして、これは自由貿易秩序の最大の脅威になってきている。それは自由貿易の名前において保護主義と差別主義を正当化するために使用される危険性が高いからである。また、公正貿易の定着と攻撃的な相互主義の顕著な例としてはスーパー301条をあげることができる。これは外国の貿易障壁をアメリカの水準に合わせる一方的な試み、すなわち市場アクセスへの相互主義にほかならない。しかしながら、アメリカ貿易政策の要石

15) 戦後のアメリカの貿易政策の変化については、I. M. Destler, *American Trade Politics, Second Edition*, Washington, D. C.: Institute for International Economics, 1992; Robert E. Baldwin, "The Changing Nature of US Trade Policy since World War II", in R. E. Baldwin and A. O. Krueger, ed., *The Structure and Evolution of Recent US Trade Policy*, Chicago: University of Chicago Press, 1984, pp. 5-27 を参照されたい。

16) なお、「ドル本位制」についての最近の業績としては、深町郁彌編『ドル本位制の研究』日本経済評論社、1993年、松村文武『体制支持金融の世界』青木書店、1993年 があげられる。

としての公正貿易の進展と世界貿易を公正にするための手段としての攻撃的な相互主義の使用は、GATTの無差別主義原理を直接破壊する危険性を示していることもまた、確かである。したがって、アメリカによる公正貿易の主張は現時点では、ミニラテラリズムへの傾斜、マルチラテラリズムからの後退とみなすことができるであろう。双務的な貿易均衡化戦略は、戦後のバイラテラリズムの究極的な形態であり、世界市場を分断し世界経済の縮小均衡をもたらすかぎり、マルチラテラリズムのアンチテーゼにはほかならないからである¹⁷⁾。

しかし、バイラテラリズムが、実際はたとえリージョナリズムとして展開されてきたとしても、ケインズの拡張政策にもとづき世界経済の拡大均衡をもたらすかぎり、マルチラテラリズムとは全面的に対立しないこともまた、事実である。したがって、アメリカがNAFTAというリージョナリズムを強化したのは、第1に、グループの個々のメンバー間の双務的な貿易不均衡を多角的に相殺し、第2に、個々のメンバーの貿易不均衡をグループ全体として決算し、第3に、NAFTA全体の他の経済圏との貿易不均衡を決算す

17) Carolyn Rhodes, *Reciprocity, U. S. Trade Policy, and the GATT Regime*, Ithaca : Cornell University Press, 1993, ch. 1 ; Charles Pearson and James Riedel, *op. cit.*, pp. 100-119 ; William R. Cline, "Reciprocity' : A New Approach to World Trade Policy," in William R. Cline, *Trade Policy in the 1980s*, Cambridge, Mass. : MIT Press, 1983, p. 121 ; Anne O. Krueger, "Free Trade Is the Best Policy," in Robert Z. Lawrence and Charles L. Schultze, eds., *op. cit.*, p. 91.

なお、公正貿易については、高中公男『日米相互依存の経済学』ダイヤモンド社、1993年。また、相互主義については、山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」『国際関係法の課題』有斐閣、1988年、山本吉宣「米国の相互主義」八尋俊邦・坂本正弘編『世界新秩序のなかの日米補完』日本貿易振興会出版事業部、1991年、山本吉宣「相互主義——その理論と政治過程」山影進編『相互依存時代の国際摩擦』東京大学出版会、1988年が詳しい。

ることが狙いであったことは明白であろう。しかしながら、1980年代におけるアメリカの貿易赤字の拡大は、公正貿易の主張にみられるようなユニラテラリズムや相互主義にもとづく黒字国の内需拡大策による貿易均衡化戦略を著しく大きく進展させたこともまた明白である。事実、日米の貿易不均衡問題はGATTの枠外において双務的ベースで交渉され続けている最大のものである。このように、GATTの枠外の世界貿易関係はリージョナリズムとバイラテラリズムにもとづいて編成されてきているのである¹⁸⁾。

では、GATT多角主義はなぜ弱体化したのであるだろうか。別言すれば、アメリカはなぜ地域主義に傾斜したのであるだろうか。その根本的要因は、理論的には、世界各国の産業構造がグローバルな地域的転換を押し進めてきているのに、一方この動きに適合する新しい国際分業体系を各国がまだ確実に見いだしていない点に求めることができるであろう。1970年代を境にして、日本をはじめアジアNIES・ASEAN諸国の高度成長と工業化の躍進により世界経済における産業構造の地域的再配置が急速に進んだ結果、各国の世界貿易における比較優位構造が徐々に転換せざるをえなくなったのは、当然の成り行きであった。このため、先進諸国の比較優位産業が競争力を失うにつれて、輸入数量制限、輸出自主規制、政府援助、国家貿易、世界的市場分割などの政府の直接介入による保護貿易主義が、装いを新たに登場し、GATTの枠外において管理貿易の形でいっそう包括的に展開される傾向が強まったのである。

18) NAFTAについては、Nora Lustig, Barry P. Bosworth, and Robert Z. Lawrence, ed., *North American Free Trade*, Washington. D. C., The Brookings Institution, 1992 ; Gary Clyde Hufbauer and Jeffrey J. Schott, *North American Free Trade : Issues and Recommendations*, Washington. D. C., Institute for International Economics, 1992 ; Khosrow Fatemi, ed., *North American Free Trade Agreement, Opportunities and Challenges*, New York : St. Martin's Press, 1993 を参照。

双務主義アプローチが新保護貿易主義あるいは管理貿易として世界貿易のなかで徐々に主役の地位を占めつつあるといえよう。最近の管理貿易についてみれば、その範囲が工業製品の大幅な領域に拡大している点がとりわけ注目される。世界的産業構造の再配置により、先進諸国においては、新保護貿易主義の傾向が強まってきている。世界経済の構造変化を反映して、最近の保護主義は次のような点を特徴としてきている。すなわち、第1は、保護主義が中枢化し、慢性化したことである。産業政策が一部の衰退産業を対象とした限界的な保護政策から、先端技術産業を含むいわゆる基幹産業の保護・強化を最優先する中枢的な保護政策へと大きく転換しつつある。また、日・米・欧間の主要工業品貿易に対する制限が、短期的な保護政策から中長期的な保護政策へと変化してきている。さらに、産業政策の基盤も長期的に固定化されつつある。第2は、アメリカの最近の保護主義にみられる点であるが、ガットの相互主義原則は本来防衛的な色彩が強かったとはいえ、次第に相互主義が対抗的かつ攻撃的な性格を強めてきていることである。このアプローチは双務的、差別的、報復的色彩が強く、貿易の拡大均衡とは反対に、貿易の縮小均衡に導く傾向を明確に示していることが注目される。第3は、世界経済におけるアメリカの圧倒的優位が崩れ、EC諸国、日本を含む他の先進諸国の経済力の増大とともに、世界市場においては、貿易・投資・援助をめぐるゼロ・サム・ゲームの展開が様相を強めてきていることである。そして、この点において注目すべきは、アメリカの経済政策が国内と国外では正反対の動きを示していることである。すなわち、アメリカは対内的には国際分業体制の活性化を意図してデレギュレーションという「市場の原理」を推進してきたけれども、対外的には国際貿易に対し「政府の介入」を積極的に認めるナショナリズム的傾向を強めている点が注意されるべきである¹⁹⁾。

19) 兼光秀郎『国際経済政策』東洋経済新報社、1991年、第7章。佐分晴夫「国際貿易秩序の変動と国際法」『国際問題』1992年9月。

2. GATTの基本構造と問題点

では、新保護主義の動きは単純にリージョナリズムがマルチラテラリズムにとって代わったとみなすことができるのであろうか。

GATTは何よりもまず、多角的貿易制度の世界的な規模での実現を最大の課題としており、そのために国際通商における差別的待遇を廃止し、相互的かつ互恵的な取極めによって関税その他の貿易障害を実質的に軽減することをその主要な任務としていた。しかし、GATTは自由貿易がもたらす世界各国の産業構造の変化を適切に調整するルールや機能的手段が備わっているわけではなかった。というのは、産業構造の変化の調整は「市場の原理」にもとづいて、自動的に行われるとするのが自由貿易理論の基本原則にほかならなかったからである。

ところで、1970年代半ばまで、多角的自由貿易システムの基礎が安定化していたのは、何よりもガットのルールによる国際貿易の秩序維持と多国間貿易交渉の画期的成功に負うところが大きい。世界貿易の飛躍的拡大は、世界各国の経済成長を刺激し、成長はさらに貿易の増大をもたらした。ところが、このような自由貿易と世界経済の発展における相互依存関係は、1973年の第一次石油危機を契機として頓挫をきたし、アメリカの世界経済における相対的地位が低下するにつれて、IMF・GATT体制も動揺をきたし、不安定化するところとなったのである。

では、次に、GATT体制の動揺の原因について考察することにしたい。果たして、ガットは自由貿易のモデルにふさわしい条件をみたしていたのであろうか。GATTの基本原則である「多角主義」と「無差別主義」は大西洋憲章にその起源を有しているのであるが、これはいかなる制度的果実をもたらしたのであろうか。GATTの基本的枠組みを検討することによって、ガットと現実の緊張関係を明らかにすることにしたい。以下では、ガットの

基本的構造として、①ガットのセカンド・ベスト政策、②ガット重商主義、③ガットの静態的メカニズム、④ガット・ルールの実施メカニズムの4点を取り上げ、逐次批判的に検討することにしたい。

第1は、ガットのセカンド・ベスト政策である。ガットは1947年貿易自由化を促進するための協定として締結されたが、もともとは国際貿易機構（ITO）の設立のための憲章（ハバナ憲章）が発効するまでの準備期間の空白を埋める役割が期待されたにすぎなかった。ITOは自由貿易の守護神としての広範な規範が約束されていたという点で、ファースト・ベストの選択にほかならなかったのである。しかし、ITOはアメリカ議会での批准拒否が主な原因で流産することになった。この結果、もともとはITO設立までの暫定的な取極めとして取り結ばれたGATTが戦後の国際貿易体制を律することになったのである。この意味において、ガットは貿易障壁の軽減を扱うセカンド・ベストの選択にほかならなかったといえよう。また、GATTは関税引下げ交渉を相互主義にもとづいて行い、その結果に無差別主義を適用することにより自由で多角的な貿易体制を実現する枠組みを提供するものにほかならなかった。このような成立の経緯により、GATTはたとえ法的(*de jure*)ではないにしろ事実上(*de facto*)の国際貿易組織になったのである。

ところが、ここで注意すべき点は、戦後のGATT体制は「多角主義」の実践方式を二つの方向で追求せざるをえなかったという事実である。ひとつは、国際貿易関係を全面的かつ一挙に多角化するのではなく、既に現実に展開されてきている双務協定を部分的かつ漸進的に多角化し、これをGATT多角主義システムに段階的に統合するという「多角的双務主義」の道が追求されたという問題である。他のもうひとつは、ヨーロッパの地域経済統合の形成をアメリカが容認したことにみられるように、自由貿易を双務的かつ地域的に推進する政策が黙認されたという問題である。一言でいえば、「多角主義」を双務的かつ地域的に達成するという国際貿易関係における「双務的多角主義」の道の追求にほかならなかった。戦後の国際貿易関係がマルチラテ

ラリズムとバイラテラリズムの両アプローチの併用により組織化されることになったゆえんである。戦後のGATT体制を確立するに当たっての戦後再編実践方式として、「多角主義」と「双務主義」とが併存したとされるのは、まさにこの事態を指しているといえよう。

第2は、ガット重商主義である。ガットの基本原理は無差別主義と相互主義を柱としていたことは、周知のとおりである。そして、ガットの交渉方法が、第1に国家を唯一の主体と前提し、第2に相互主義を貿易交渉の原則にし、そして第3に貿易利益の均衡を維持するという点で、重商主義の思想と類似していることが指摘できる。輸出は国際貿易の利益であるが、反対に輸入は国際貿易のコストであると考えた重商主義者の思考は、輸出入の双務的均衡化をはかるというナチスが用いた術策の亡霊の再現にほかならず、その点でガットの無差別原則とは両立しない。ガットに内在する重商主義の考えと無差別原則が抵触する点に、GATT体制の最大のジレンマがあったといえよう。重商主義者の見解によれば、貿易は国家間の戦いであり、輸出は勝利の利益をもたらすが、逆に輸入は国家にとって費用をとまなう敗北にほかならなかった。アメリカが1970年代後半、国際収支均衡の黒字国責任論を唱え、自国からの輸入を増大しない相手国には自国市場を開放すべきではないとする立場をとったゆえんである。重商主義国家間の貿易戦争を防ぎ、かつ「和平協定」の効力を発揮させるためには、GATTは、力と富を求める主権国家の「正当な勢力均衡」を維持すると前提して、一方では無差別原則を、他方では相互主義の交渉と合意のメカニズムをしっかりと組み込む必要があったのである。したがって、ガットの機能は、重商主義国家が自国本位の利益を追求する相互主義が自由貿易の無差別原則と衝突する時に麻痺し、危機に瀕することになるのである。

ガット重商主義の相互主義とガット自由貿易の無差別主義が現在、深刻な対立のなかにあることは疑いない。そして、このジレンマを緩和するための方策として、GATTの成立以来、今日までラウンドと呼ばれような多角的

貿易交渉が8回にわたって行われてきたのである。さらに、ガットを支えてきたアメリカの覇権が衰退したことにともない、アメリカ、EC、日本が相互にガット重商主義を優先させて、ガット無差別主義の原則から大きく後退してきていることも明かである。

第3は、経済開発による比較優位や国際的産業構造の地殻変動に適應できないというガットの静態的メカニズムにほかならない。ガットは世界経済の構造変化に対して貿易ルールをすばやく適應させるという弾力性を持ち合わせてはいない。GATTシステムの実際上の弱点は、世界各国の産業構造を調整する国際メカニズムが欠如していることにある。この点においても、ガットに内在する重商主義の静態的な特徴は明らかであろう。重商主義者は基本的には、一国の富の増大は、他国の損失によってもたらされると考えるので、重商主義の対外政策もゼロ・サム・ゲームの思想方法に主導されて行われることになる傾向が強い。この点で、自由貿易主義者のポジティブ・サム・ゲームの政策思想とは根本的に異なっているといえよう。言い換えるならば、重商主義者にとって対外貿易は一定の財宝を奪い合う戦争にほかならないが、他方自由貿易主義者にとっては、貿易は戦争にとって代わり、貿易当事者双方に何らかの利益をもたらす相互取引にほかならなかったのである。このように、ガットの無差別主義が先進諸国の産業構造の動態的变化に適應できず、ガットを弱体化させてきているという事実は、1970年代後半以降、家電製品、自動車、工作機械、半導体、サービス貿易、知的所有権、農業補助金などがウルグアイ・ラウンド交渉の対象になっていることから明かであろう。

第4は、ガットにはルールを強制するメカニズムが欠如しているという問題である。これは、GATTの紛争処理は協議に重きがおかれ、ガット自身が紛争を解決するための「法廷」を設置する条文をもっていないことから明かである。そして、これはガットが本質的に「利益の均衡」、「勢力均衡」という重商主義的枠組みに根差していることと深く関係していることもまた、明かである。また、ガットは多くの例外措置を付加して、ルール適用の

厳格性に抜け道を残す結果ともなっている。このことも、ガットの国際的規範としての権威を著しく低下させた原因であったといえよう²⁰⁾。

以上、ガット重商主義とガット無差別主義が衝突を繰り返してきたという事実こそが、GATTの多角主義アプローチを大きく後退させ、アメリカ、ヨーロッパ、日本を軸とする三極経済圏の台頭を許した原動力にほかならなかった、といえよう。

戦後の世界経済は、国際的にも国内的にも自由市場メカニズムが機能するにはきわめて不完全な時代であった。ガットの発足から1950年代にかけての世界経済においては、通貨の自由な交換可能性が制限されていたこととドル不足という点において、GATT多角主義システムは全世界的に展開することができず、ガットはセカンド・ベストの基準をとらざるをえなかった。GATTが段階的に関税障壁を軽減し、「多角主義」の双務的拡大と地域的自由化を黙認せざるをえなかったのは、このためであった。しかし、GATTの相互主義は、ガット自身に世界経済の環境変化に適應する動的メカニズムが備わっていないこともあって、GATTの無差別主義という基本原則と衝突することになるばかりでなく、それを放棄して二国間交渉を優先させることにもなった。こうして、1970年代後半以降、GATT多角主義システムは弱体化し、自由貿易体制の経済調整メカニズムは完全に機能不全に陥ったのである。

20) ここでの議論の整理は、兼光秀郎、前掲書、第10章によった。また、Karin Kock, *International Trade Policy and the GATT, 1947-1967*, Stockholm: Almqvist & Wiksell, 1969, ch. 1-3; Robert W. Jerome, ed., *World Trade at the Crossroads: The Uruguay Round, GATT, and Beyond*, Lanham, University Press of America, 1992, pp. 4-5; Martin Wolf, "An Unholy Alliance," in L. B. M. Mennes and J. Kol, eds., *European Trade Policies and the Developing World*, London: Croom Helm, 1988, pp. 31-57 も参照。ガット重商主義については、Martin Wolf のコメントを参照。in Jeffrey J. Schtt, ed., *Free Trade Areas and U. S. Trade Policy*, 1989, p. 94.

しかし、このことは逆に、アメリカがGATT体制の強化に強い意欲を示すとともに、二国間の枠内で自国の貿易利益を追求するというアンビバレントな態度を示す経済基盤を形成することにもなっている。もちろん、これはアメリカのウルグアイ・ラウンドへの取組みにも反映している。アメリカの戦略には、二つの意図がみてとれるからである。第1は、ウルグアイ・ラウンドの交渉を妥結することにより自国の利益を多角的に追求し、国際貿易のグローバルな拡大を達成することが、何よりもまずアメリカの狙いであった。第2の狙いは、アメリカのリーダーシップを回復するとともに、自由貿易システムを維持し、貿易の利益の極大化をはかるために、GATT体制をさらに強化することにあつた。そして、これは何よりもまず1980年代に入ってアメリカの経常収支が大幅な赤字を記録し続け、1985年にはアメリカが債務国の立場に追い込まれたことにより正当化されたのである。このように、アメリカの覇権の衰退により貿易からの便益を最大限にし、かつコストを最小限にするという重商主義的優先策がアメリカの貿易政策の中心になったのである。アメリカにとっては、国際貿易の拡大均衡が最大の課題となったゆえんである。それゆえ、貿易の均衡化を多角的に行うか、または双務的に行うかがアメリカの貿易政策の戦略上の重要問題となったのである。

以上、アメリカはGATTの枠内での多角的貿易交渉とその枠外での双務的かつ地域的交渉というように、二本立ての戦略をとってきているのである。アメリカにとっては、地域主義の拡大は、「多角主義」を達成するセカンド・ベストの手段にほかならなかった。これは、アメリカが戦争直後から「多角主義」を自由貿易を達成する唯一の道とは受け止めず、地域主義の積極的な面を認めていたことから明らかである。そして、NAFTAはミニラテラリズムを追求するために双務的に展開された自由貿易協定ではなく、あくまでも世界的規模での多角的自由貿易体制を実現し、これを堅持する一環として位置づけられたのである。これは、NAFTAが狭い地域主義ではなく、むしろ外に開かれたゆるやかなミニラテラリズムを指向していたからにほか

ならない。また、NAFTAの開放性を保証するものこそは、アメリカ型多国籍企業を軸にした直接投資と水平分業化の進展による南北アメリカ経済の相互依存関係のさらなる深化であるといえよう²¹⁾。

3. アメリカの通商戦略とミニラテラリズム

1980年に激化した貿易摩擦の結果、アメリカ国内においては、「国際主義 vs 孤立主義」、「多角主義 vs 一方主義」、「自由貿易主義 vs 保護貿易主義」といった新たな対立の構図が生まれることになった。そこで、アメリカ政権は、ユニラテラリズム、バイラテラリズム、マルチラテラリズムの各アプローチを使い分けながら、自国にとって最も有利な通商政策を模索してきている。アメリカが貿易政策における混合戦略を次第に強化してきたという事実は、確かにアメリカの覇権が衰退したと無関係ではありえない。アメリカがNAFTAを推進した最大の要因は、アメリカの覇権が衰退するにともなって西半球における双務的かつ地域的協定に新しい利害関係とアメリカ経済を活性化させる道とを見いだしたからにほかならなかった。しかし、アメリカの双務主義と地域主義への傾斜を決定的にしたのは、何よりもウルグアイ・ラウンドの多国間交渉がいっこうに妥結をみないというGATT多角主義システムの弱体化にあったこともまた、明白であろう。なぜならば、ウルグアイ・ラウンドが決着しない場合のアメリカにとっての最大の危機は、世界各国が地域主義、保護主義へ走り出し、世界市場が分断される危険性が著しく高まる恐れがあったからにほかならなかった。このように、アメリカが地域主義

21) Rudiger W. Dornbusch, "Policy Options for Freer Trade," Robert Z. Lawrence and Charles L. Schultze, eds., *op. cit.*, p. 109; Jeffrey J. Schott, *op. cit.*, pp. 1-17; Jagdish Bhagwati, "Regionalism and Multilateralism: an overview," in Jaime De Melo and Arvind Panagariya, ed., *op. cit.*, p. 45.

と保護主義の動きに対して自由貿易協定を拡張し、NAFTAの拡大を目指すという、いわゆるミニラテラリズムを追求する積極的な行動に転じたのは、ECの拡大と円ブロックが急速に拡大しつつあるという政治経済的な脅威のグローバル化に対するアメリカの戦略的な対応にほかならなかったといえよう。以上、アメリカが西半球において積極的にミニラテラリズムを追求せざるをえなくなった最大の原因は、アメリカの覇権の衰退とGATT多角主義システムの崩壊の危機が重なり合った点に求めることができるであろう²²⁾。

では、アメリカの通商戦略はマルチラテラリズムを捨てて、リージョナリズムを追求しているとみなしてもよいのであろうか。1990年代に入って、国際経済関係は三極経済ブロック化の様相を強めてきている。これは、先に指摘したように、ウルグアイ・ラウンド交渉の遅れと三極間の経済対立の増大により示されたGATT多角主義システムの弱体化により加速されたとみることができる。つまり、国際経済関係においてリーダーシップが不在のまま自由貿易が行われた結果、国際貿易関係のゼロ・サム化が強められ、地域主義と保護主義の台頭を招いたともいえよう。しかしながら、今日の世界経済をリージョナリズムで律することができるとする解釈も著しく一面的であろう。リージョナリズムと対立しているかにみえるグローバル化の傾向も世界経済における多国籍企業や多国籍銀行のグローバルな展開とともに強まってきているからである。たとえば、多国籍企業の子会社間の内部取引は世界貿易のおよそ25%を占めてきているが、これは多国籍企業が生産拠点を世界各地に分散し、そしてグローバルな競争を展開していることのあらわれにほかならない。世界経済はますますボーダーレス・エコノミーが進展しつつある。世界経済のグローバル化が進めば、資本は国民国家を越えて、リージョナリズムそしてグローバル化を要求するのは、むしろ

22) ラテン・アメリカの累積債務問題により生じた世界市場の多角的決済システム分断の危機とNAFTAの問題については、別稿で検討したい。

ろ当然といえよう。ここでは、国際投資と生産のグローバリゼーションがリージョナリズムの危険性を軽減する点を指摘しておこう。多国籍企業によって実行されるグローバリゼーションの過程は進出先の国家政策の制限を受けざるをえないが、次第に関係諸国との政策協調の必要性を高めることになるからにはほかならない。構造調整問題、規制緩和、民営化問題と並んで、労働問題や環境問題がWTOの重要議題として浮上してきていることから明かなように、生産と投資活動のグローバリゼーションの過程は次第に多角的な解決を要求することになるだろう²³⁾。

このように、アメリカの対外経済政策の基本線としては、ウルグアイ・ラウンドの妥結によるGATTの多角主義の強化とミニラテラリズムの仕上げという二段階戦略が採用されてきている点に、最近の特徴点が認められるのである。もしウルグアイ・ラウンドの多角的交渉がまとまらなければ、アメリカはミニラテラルな協定または一連の双務的な協定を通じて「市場自由化クラブ」の形成を強化する戦略を進んで追い求めることになるだろう。したがってまた、アメリカにとっては、ウルグアイ・ラウンドは二つの狙いがあったといえよう。ひとつは、GATTの多角的な貿易システムを侵食してきた保護主義、地域主義の圧力を弱めることであった。もうひとつは、ガット・ルールの範囲を既存のGATT条項にしたがわない国際貿易の重要な領域に

23) この点で、三極経済圏の間での対立は大部分、三極にそれぞれ生産拠点をもつ多国籍企業間の競争上の対立をあらわしている。したがって、リージョナルベースとグローバルベースでの経済統合の進展は資本の世界的な競争メカニズムの構造的な変化に深く対応しているといえよう。詳しくは、Robert E. Baldwin, "Multilateral Liberalization," in J. Michael Finger and Andrzej Olechowski, ed., *op. cit.*, pp. 37-44; Ricardo Grinspun and Maxwell A. Cameron, "The Political Economy of North American Integration," Ricardo Grinspun and Maxwell A. Cameron, ed., *The Political Economy of North American Free Trade*, The Macmillan Press Ltd, 1993, pp. 16-19 をみよ。

まで拡張することによりGATTを強化・改革することであった²⁴⁾。

では、果たして、GATTの近代化は成功を収めることができるのであろうか。GATTの強化についてみれば、ガットが現在二つの挑戦を受けていることは明白である。第1の挑戦は、GATT加盟国、とりわけアメリカとECが貿易の二国間主義や閉鎖的な地域主義を抑えて、マルチラテラリズムを維持しようとする意志と能力のあることを全世界に提示することができるかどうかである。一方的措置や双務的な地域的貿易協定を封じ込めるメカニズムとしてマルチラテラリズムの旗を掲げ続けるためには、実際そうした機能を生かせる世界貿易の多角的システムが実行可能であるかどうかが決定的に重要である。実際、東京ラウンドが締結された1979年以降、GATTシステムは、先進国においても途上国においても、石油危機、世界不況、債務危機、貿易のインバランスなどにより生じた強力な保護貿易主義の台頭によって揺さぶられてきている。GATTはその広範なメンバーシップと協議事項による多角的な交渉過程があまりにも緩慢かつ複雑でありすぎるために、保護主義に対する傾向を阻止するにはあまり効率的でなかったこともまた事実である。ユニラテラリズムやリージョナリズムの展開によりウルグアイ・ラウンドはまとまらず、多角的貿易交渉全体が崩壊してしまう危険性もあった。しかし、GATTの加盟国は年々増え続け、1990年代に入ってから、チュニジア、ベネズエラ、ボリビア、コスタリカ、ナミビアなどの発展途上国が加盟し、さらにブルガリア、中国、パナマ、台湾、アルバニア、ロシアなども現在新しいメンバーとして加入申請を行っている最中である。皮肉なことに、開発途上国の参加が増えるにつれて、GATT体制の強化が現実問題になってきたのである。

第2の挑戦は、GATT多角主義システムが国際通商の性格と範囲の変化

24) James A. Baker, III, "The Geopolitical Implications of the US-Canada Free Trade Pact," *The International Economy*, Vol. 1, January/February 1988, pp. 34-41.

に弾力的に対応しなければならなくなったことである。GATTの近代化は、ウルグアイ・ラウンドがモノだけでなくサービスや知的所有権も対象にした点と、紛争処理のルールを整備した点で、大きく前進した。GATTが信頼性を回復し、マルチラテラリズムがユニバーサルなベースで組織化されるかどうかは、主としてアジアNIESの急成長により生じた世界経済の構造変化に各国が立ち向かう意志と能力に大きく依存すると思われる。

このように、GATTの強化はウルグアイ・ラウンドが妥結するかどうかにかかっているのである。この挑戦にGATTが対処できなければ、多角的システムに対する不満が増し、ますます一方的行動ばかりでなく双務的な地域貿易協定に訴えることが増大するようになると予想される。そして、これは次には、以下の理由によりGATT多角主義をさらに侵食することが不可避となるであろう。すなわち、第1は、ガットの緩やかな紛争処理ルールは一方的措置の攻撃的使用に道を開き、世界市場を分断し結果的にマルチラテラリズムを粉砕することになるという問題である。より強力なガット・システムがなければ、ユニラテラリズムはますます頻繁に展開される可能性が高まることになるだろう。第2は、ガット・ルールが強化されなければ、加盟国はバイラテラリズムやリージョナリズムを追求したいという誘因を捨て去ることができないという問題である。より強力なGATTがなければ、現在ヨーロッパや西半球において展開されている双務的かつ地域的な貿易協定が多角的貿易システムに接続することは困難となるであろう。なぜならば、バイラテラリズムとリージョナリズムはマルチラテラリズムに対する補完物よりもむしろ代替物になる危険性が高いからである。そして、これは次には、GATT多角主義貿易システムを地域的貿易ブロックへ転化させることに導くことが予想されるからである。最後に、そしておそらく最も重要なことと思われることは、もしウルグアイ・ラウンドが多角的貿易システムの維持・強化に失敗するならば、貿易摩擦問題は対外交渉にとどまらず、内政へと広がっていく結果、貿易紛争が激増しかつ長期化する危険性が高まるという問

題である。たとえば、サービス貿易、知的所有権などの新しい分野についてのルール作りはその先駆けであるし、日米間での構造問題協議が大規模小売店舗法などの規制緩和を取り上げたように、日本の内政が貿易紛争の焦点になっていることから、この点は明かであろう。貿易摩擦を国際的な政治問題にまで拡大することは、冷戦下では狭い範囲に限られていた。しかし、冷戦の終焉とアメリカの覇権の衰退により、貿易戦争はますます激しくなり、多角的な貿易システムが破壊される危険性がいっそう高まったのである²⁵⁾。

要するに、ユニラテラリズム、バイラテラリズム、リージョナリズムにより生じる新しい貿易摩擦の波を防ぎ、世界市場の三極分割の固定化を緩和するために、より強力な近代化されたGATTが必要とされたといえよう。そして、まさにこの点にこそ、ウルグアイ・ラウンドの8年越しの交渉が妥結し、GATTを統一紛争処理機能の備わったWTOに発展させようという、ITO設立構想の夢が再び実現させられる運びとなった理由があった、といわざるをえない。

25) J. J. Schott, *The Global Trade Negotiations, Policy Analyses in International Economics* 29, Washington, 1990, pp. 5-8 ; Ricardo Grinspun and Maxwell A. Cameron, *op. cit.*, pp. 16-19.

なお、ウルグアイ・ラウンド全般の概要については、J. Michael Finger and Andrzej Olechowski, ed., *op. cit.* ; Jeffrey J. Schott, ed., *Completing The Uruguay Round*, Washington. D. C. : Institute for International Economics, September 1990 ; Robert E. Baldwin and J. David Richardson, ed., *The Uruguay Round and Beyond : Problem and Prospects*, Cambridge, Mass. : National Bureau of Economic Research, 1991 を参照されたい。また、邦語文献では、津久井茂充『ガットの全貌』日本関税協会、1993年が詳しい。

結びに代えて——WTOの創設に向けて

リージョナリズムは確かに理論的にはマルチラテラリズムを阻害する傾向が強い。しかしながら、事実として、地域経済統合の存在は承認されなければならない。地域貿易協定としてのミニラテラリズムの合理性は三つある。第1は、より大きな貿易パートナーまたは他の貿易ブロックに対抗するために貿易ブロックを形成するという観点からして、防衛的であるということである。第2は、地域貿易協定はGATT多角主義貿易システムの付属物にほかならないということである。第3は、地域貿易協定の拡張はのちに多角的な自由貿易協定に接続するための基盤を形成することができるという点にある。NAFTAの進展がより広い貿易自由化のための経済ブロックを形成し、リージョナリズムをマルチラテラリズムに収斂するものとして正当化されてきているのは、まさにこのためである。しかしながら、リージョナリズムをマルチラテラリズムに至る一つの過程として位置づけるためには、地域統合間の調整を縮小均衡ではなく、拡大均衡にもとづいて実行し、域外国に不利益を被らせないように監視し、そして地域統合が世界大での多角的貿易システムに融合する方向に指導・管理する国際貿易機関が必要とされたのは、いわば当然であった。GATT多角主義の世界的規模での達成は、現在ひとえに「開放的な地域主義」としてのミニラテラリズムを実現できるか否かにかかっている、といっても過言ではないであろう。

ブレトン・ウッズ機関はもともとは戦後の世界経済を統一するために「自由・無差別・多角主義」と「拡張主義」を柱とする「国際協力」体制を創出することを目標として創設されたものであった。しかしながら、皮肉にも世界経済の統合化の動きは、旧IMF体制の崩壊とアメリカの覇権の衰退により生じた1970年代以降の市場経済のグローバルな進展の結果、世界経済の相互依存関係の拡大がもたらされたことによって急速な速度で前進してきたの

である。このため、東京ラウンドとウルグアイ・ラウンドの交渉分野が示しているように、既存のGATTシステムは国際貿易関係の新しい動きを追いかけるのに精一杯であった。つまり、世界経済のグローバリゼーションがGATTの多角的貿易システムを追い越したといえよう。世界経済の多角的な構造はグローバルな統合に導くのに、現在のGATT多角主義システムは静態的で範囲が限定されている点にこそ、GATTの強化・改編問題の焦点があったのである。したがって、国際貿易関係をマルチラテラリズム、リージョナリズム、バイラテラリズムの各アプローチにもとづいて調和的に組織化することができるならば、GATTはユニバーサルな多角的貿易システムに収斂される可能性は高いといえよう。

GATTは戦後の世界経済の構造変化に対応することが求められているのである。第1の最も基本的な特徴は、工業化過程のグローバリゼーションが急速な速度で続いているということである。第2は国際貿易、国際投資、国際技術移転の累進的な統合である。第3は冷戦の終焉により世界各国を南北、東西間の国々のカテゴリーで色分けることが崩壊したことである。第4はグローバルな工業化過程の地域的三極化が強化されたということである。第5は国際金融市場のグローバリゼーションである。ウルグアイ・ラウンドにおいて、国際貿易、国際投資、国際技術問題を統合するマルチラテラリズムの枠組みが何よりもまず必要であるとされたのは、まさにこのためである。既存のGATTは基本的にモノの貿易にかぎられていた。このため、国際投資の分野においては、1960年代以降、GATTの枠外で300以上の双務協定が締結されてきている。WTOのための青写真が種々の貿易、投資、技術問題に対する統合化されたアプローチの必要性を強く要請されたゆえんである。また、国際金融、国際マクロ経済政策を調整する必要性も高まってきている。各国民経済間の持続的な構造調整、政策調整、対外金融の利用可能性は国際経済の相互依存関係が深化するにつれてますます重要になることは不可避である。これはまた、各国間のより直接的な連結の必要性を高め、「国際協力」

のマルチラテラルな枠組みを要請することになるであろう。不幸にして、かかる次元の国際調整過程は既存の多角的な経済の枠組みでは十分に達成されてこなかった。事実、サミットが示しているように、問題はより複雑かつ広範な分野を含んでいるために、現在のGATT、IMF、世銀の枠組みをはるかに越えているといわなければならない²⁶⁾。

ともあれ、今後、新GATT体制の進むべき道は二つ考えられる。第1の道は、バイラテラリズム、リージョナリズムをマルチラテラリズムに段階的に接続させるコースである。ウルグアイ・ラウンドの妥結は地域貿易協定を拡大するとともに、国際貿易、投資関係のための多角的な枠組み作りの舞台を提供することになるであろう。第2の道は、GATTの貿易システムをリージョナリズムに分解し、これを固定化するコースにはほかならない。三極化しつつある経済ブロックがさらに内向きになる危険性を抑制し、地域主義を開放的なものにするによりマルチラテラリズムを補完する枠組み作りが早急に必要とされるであろう。今日の世界経済の三極化は貿易問題を複数の特定国家間で処理し、それを積み上げていく方式により全体の合意を形成するという点で、貿易摩擦を最小にし、国際協調体制を強化することに貢献することができるであろう。WTOの前途は地域主義の開放性を維持し、世界的規模でのマルチラテラリズムを実現することができるかどうかにかかっている、といっても過言ではない²⁷⁾。

26) Ernest H. Preeg, *The American Challenge in World Trade*, Washington. D. C. 1989. pp. 84-85.

27) Aubusto de la Torre and Margaret R. Kelly, *Regional Trade Agreements*, Washington. D. C. : International Monetary Fund, March 1992, pp. 41-46 ; Margaret Kelly and Anne Kenny McGuirk, *Issues and Developments in International Trade Policy*, Washington. D. C. : International Monetary Fund, August 1992, p. 64.

なお、国際関係における「法の支配」の確立を求める立場からの世界貿易機構につ

今後、WTOがこの二つのコースのうちどちらの方向に進むかは、世界貿易に対するすべての重要な貿易国がマルチラテラリズムを信じるかどうか、そしてマルチラテラリズムに対していかに挑戦するかによって決まるであろう。

(1994年5月2日脱稿)

[付記]本稿は、1992年度札幌大学個人研究助成金により行われた研究成果の一部である。

いての議論は、John H. Jackson, *Restructuring the GATT System*, London: Pinter Publishers, 1990〔松下満雄監訳『世界貿易機構』東洋経済新報社、1990年〕を参照されたい。